

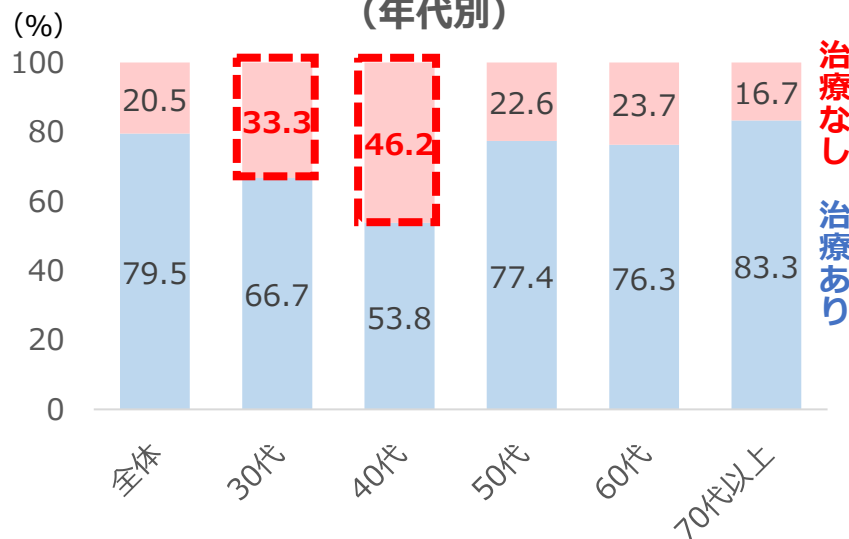


一般用検査薬への転用の促進

- 血糖値やコレステロール値の検査薬など**穿刺血**^{せんしけつ}（指先から採取する微量な血液）を用いた検査薬のOTC化※は、厚労省通知にて、**一律で認められていない**。 ※Over The Counter の略。薬局・薬店で購入できるようにすること。
 - こうした中、医療機関に受診する時間がとれない**現役世代を中心に、糖尿病等の治療が遅れている実態**。新型コロナも契機に、健康状態の日常的な把握・管理の意識が高まる中、**病気の早期発見・受診・治療につなげていくことが重要**。
 - 穿刺血を用いた検査薬のOTC化に係る課題等の調査を実施した上で、**厚労省通知を改正し、適正な使用の下で病気の早期発見等につながる検査薬のOTC化を実現**。【令和7年度調査実施、令和8年度検討・結論・措置】
※まずは血糖値検査薬のOTC化を実現。そのほか、コレステロール値などの生活習慣病関係、梅毒やHIVなどの性感染症関係の検査薬についても検討。
- ➔ **セルフケア・セルフメディケーションを推進し、病気の早期発見・受診・治療を実現**。また、**医療費抑制等の効果も期待**。

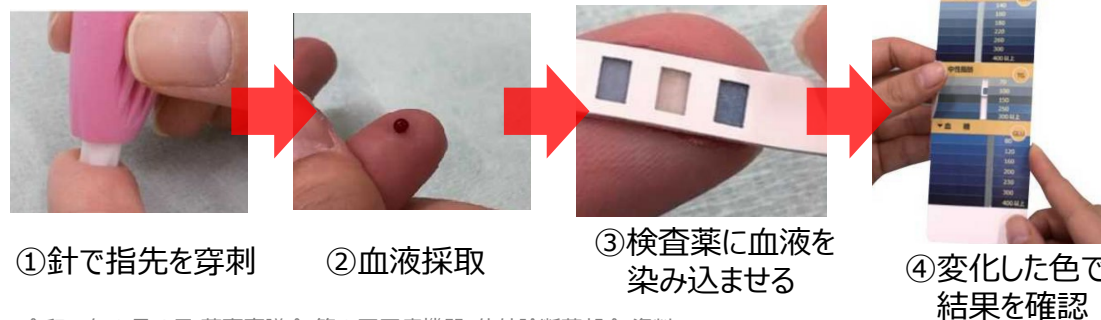
<薬機法で承認される一般用検査薬の基準に係る厚労省通知において、穿刺などは侵襲があるため検体の採取方法として不適当としている点を、負担が小さい場合（低侵襲）は適当とするよう改正>

【糖尿病が強く疑われる者※の治療の有無】
（年代別）



※ HbA1c(NGSP)値が6.5%以上又は身体状況調査の現在の糖尿病治療の有無に「有」と回答した者。HbA1c(NGSP)値は、5.6%未満が「平常型」、5.6%～5.9%が「要注意」、6.0%～6.4%が「糖尿病が否定できない」、6.5%以上が「糖尿病型」。

【穿刺血を用いた血糖値検査薬の例】



令和5年9月6日 薬事審議会 第2回医療機器・体外診断薬部会 資料1-1
（一般社団法人日本臨床検査薬協会・日本OTC医薬品協会提出資料）より引用

【OTC化に向けた課題等】

- ・検査薬を使用する消費者のリテラシーごとに必要なアプローチ、医療機関につながる仕組みの構築、販売する薬剤師の資質を担保するための研修の整備等に課題。
- ・近年の技術進歩により、感染症や穿刺に伴う負担など安全性のリスクは軽減可能。

「「低侵襲性の穿刺血など血液検体を用いた検査薬」の一般用検査薬への転用等に関するとりまとめ」（令和7年3月14日薬事審議会医療機器・対外診断薬部会決定）をもとに作成



スタートアップの柔軟な働き方の推進

- スタートアップで働く労働者からは、自己の成長や仕事の成果を出す上で働く場所や時間に制約されたくないとの声。また、スタートアップでは労働時間と成果が必ずしも連動しないことから、裁量労働制※の適用を望む声。
※予め労使間で定めた時間を労働時間とみなして賃金が支払われる労働形態（労働基準法第38条の3及び同法第38条の4）
 - 一方、裁量労働制の対象業務が限定的であり、対象業務と非対象業務の混在が認められないこと等から、一人が複数業務を担当することが一般的なスタートアップでは適用が困難。また、労使委員会の設置等の導入要件も障壁。
 - このため、スタートアップが裁量労働制の適用等に際し直面する課題、労働者の就労実態や希望する働き方等に関する調査を行った上で、スタートアップの柔軟な働き方に資する方策を検討。（令和7年度検討開始等）
- ➔ スタートアップの労働者が柔軟に働くことができる環境を整備し、スタートアップの更なる成長を促進。

＜労基法に規定する裁量労働制及び労基法に基づく厚労省通知で規定する管理監督者の該当性判断の明確化等の検討＞

【スタートアップの重要性】

＜定性的価値＞

- ・新産業の創出による経済成長のドライバー
- ・イノベーション創出のための先駆者
- ・生産性向上の牽引役
- ・将来の所得や財政を支える新たな担い手
- ・雇用創出の重要な役割
- ・社会課題解決の主体

＜定量的価値＞



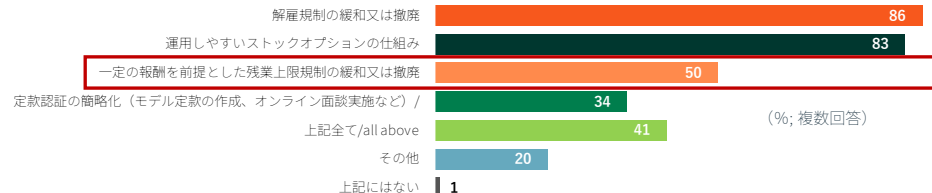
（出典）令和7年4月25日「第4回働き方・人への投資ワーキング・グループ」一般社団法人スタートアップ協会御提出資料を規制改革推進室が一部加工

【企業における裁量労働制の有無】（単位：％）

企業規模	専門業務型		企画業務型	
	制度がある企業	適用を受ける労働者	制度がある企業	適用を受ける労働者
令和6年調査計	2.2	1.4	1.0	0.2

（出典）厚生労働省「令和6年就労条件総合調査結果」を基に規制改革推進室作成

【スタートアップの成長に寄与する制度要望】



（出典）令和7年4月25日「第4回働き方・人への投資ワーキング・グループ」一般社団法人スタートアップエコシステム協会御提出資料を規制改革推進室が一部加工

【裁量労働制をめぐるスタートアップの声】

専門業務型裁量労働制の対象に、上場準備に関する業務等、スタートアップに特有の高い専門性・裁量性が求められる業務を追加してほしい

一定の要件を満たす場合には時間外労働の上限規制の柔軟な運用を認めてほしい

企画業務型裁量労働制の導入に必要な労使委員会の設置等が手続負担等の面から制度導入の障壁となっている

（出典）令和7年4月25日「第4回働き方・人への投資ワーキング・グループ」一般社団法人スタートアップ協会御提出資料、社会保険労務士事務所コルベ金山杏佑子代表御提出資料を基に規制改革推進室が一部加工



時間単位の年次有給休暇制度の見直し

- 年次有給休暇は「日」単位での取得が原則※だが、労働基準法に基づき、労使協定の締結により年に5日を上限として時間単位での取得が可能。一方、労働者や経済界からは、より柔軟な取得のために上限の引上げを求める声。

※労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図る趣旨から、日単位での取得が原則とされている。

- このため、労働政策審議会において、時間単位での年休取得の上限を、例えば、年休付与日数の50%程度まで拡大するなど、制度を見直すべく検討（令和7年度に結論）。

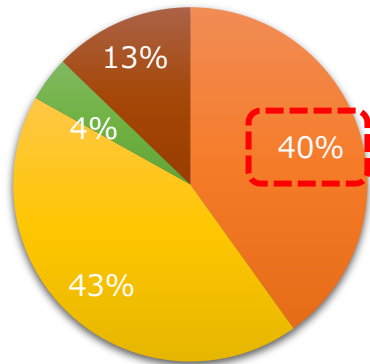
→ 労働者の選択肢を拡大し、通院、育児、介護、自己啓発等、個人の多様なニーズに一層対応した働き方を実現。

<労働基準法第39条第4項において、時間を単位の有給休暇の日数が5日以内とされている点について、例えば、年休付与日数の50%まで拡大するなどの改正>

【時間単位年休取得者の希望、取得理由】

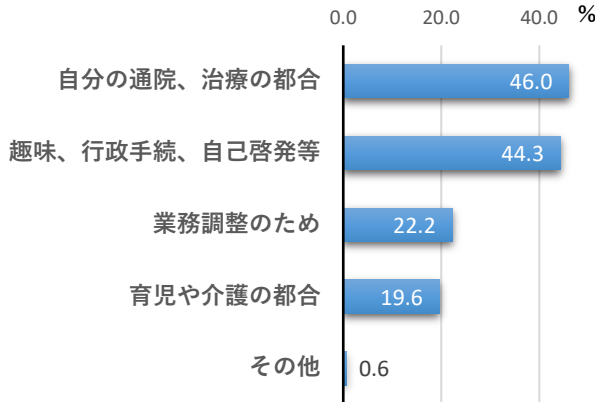
- ・時間単位の年休取得者のうち4割は、上限の拡大を希望。
- ・時間単位年休の活用理由としては、通院・治療、趣味・自己啓発等、育児・介護など個人の多様なニーズが挙げられている。

時間単位年休活用者の 上限に対する希望



■ 上限を拡大すべき
■ 今のままでよい
■ 上限を縮小すべき
■ わからない

時間単位年休の活用理由



【上限を年休付与日数の50%にした場合】

- ・年休付与日数が20日間（勤務年数6.5年の労働者）の場合、時間単位年休の上限が、現行の5日分から10日分に拡大する。

<現状> 時間単位の年休日数の上限は年5日以内

時間単位
5日分取得可

年休15日分
(時季指定義務5日分含む)



<改革後> 上限は年10日以内

時間単位
10日分取得可

年休10日分
(時季指定義務5日分含む)



デジタル・A I 技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

- 現行の労働安全衛生法等で定める**安全義務**（例：ヘルメットの着用）や**技能要件**（免許や技能講習の要件）では、遠隔・自律運転が可能な機械（建設機械など）であっても、**運転席に人が常駐し操作することが前提**となっている。
 - 遠隔操作や無人化での作業の実現のため、**技術の発展に対応した新たなルールを策定すべく、①専門家検討会を設置し、作業ごとに必要な安全義務及び技能要件、機械の技術水準等の検討項目を整理。②当該整理を踏まえ、安全衛生関係法令の改正等を検討・措置。**（①令和7年検討会設置、8年上期整理。②8年上期以降検討、結論を得次第速やかに措置）
- ➔ デジタル・A I 機械の**実装・普及を加速し、建設現場などの深刻な人手不足の解消、生産性向上を実現。**

＜人が乗ることを前提とした労働安全衛生法令（例：労働安全衛生規則第412条におけるヘルメット等の着用義務）について、遠隔操作など作業ごとに要件を整理・改正＞

【無人運転機械をめぐる現状】

・近年、産業の場で使用される様々な機械の無人運転（遠隔運転・自律運転）に関する技術が開発され、一部では社会実装されている。

＜建設機械＞

ブルドーザー、油圧ショベル等

＜クレーン＞

タワークレーン、R T G（港湾の門型クレーン）

＜荷役機械＞

フォークリフト、ストラドルキャリア（港湾でコンテナの搬送を行う機械）、A G V（無人搬送車）

＜農業機械＞

トラクター、田植機、コンバイン等

＜林業機械＞

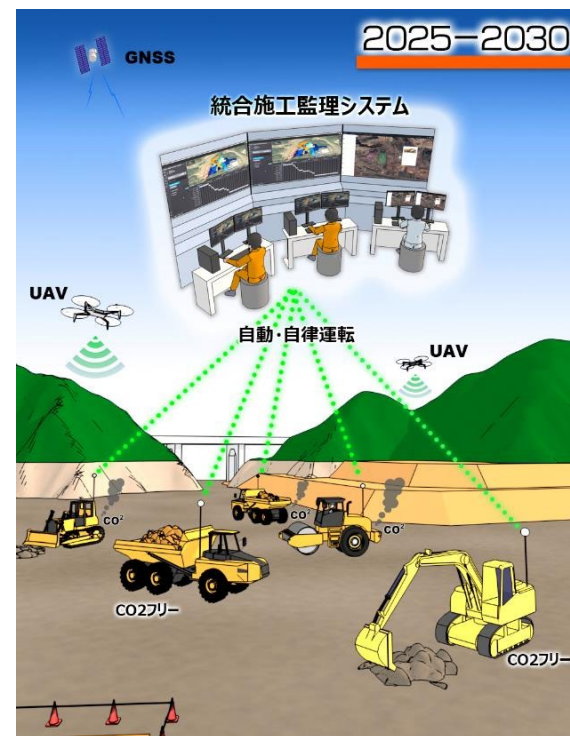
伐木用機械等

【建設機械の遠隔操作例】



【出典】国土交通省提供画像より引用

【将来のイメージ（例）】



【出典】第4回デジタル・A I ワーキング・グループ 大林組提供画像より引用

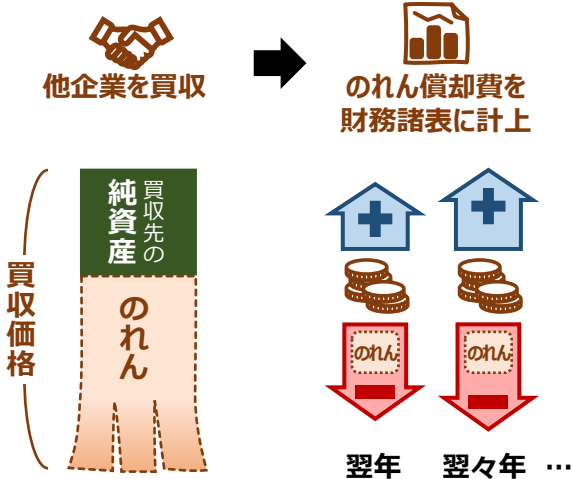


スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討

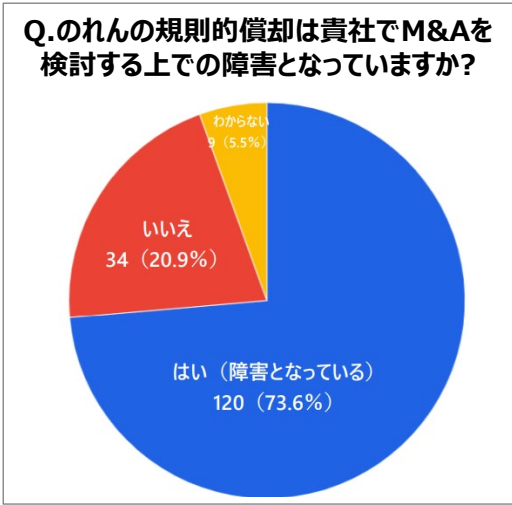
- M&Aで発生する「のれん」※1は、**日本会計基準では定期償却が義務**となっており、その**償却費は営業費用に計上**。
※1「のれん」:企業合併・買収の際の、買収価格と被取得企業の純資産の差額のこと
 - のれんの**償却費が財務報告上の収益を圧迫**し、非償却が適用される**他国企業と同等に評価されないこと等が、M&Aの障害との声**。また、**国際会計基準（IFRS）の適用**は、高額な監査費用等により、**スタートアップ等には困難**。
 - このため、のれんの会計処理の在り方に関し、以下①②を実施。（①措置済み※2、②継続的に措置）
 - ① 企業会計基準委員会（ASBJ）で検討が行われるよう**スタートアップから提案されることについてフォロー**
 - ② ASBJにおいてスタートアップの問題意識が十分くみ取られ適切な議論が行われるよう、**検討プロセスも含めフォロー**
- ※2 規制改革推進に関する答申（令和7年5月28日）では、「令和7年上記措置」としていたが、規制改革実施計画（令和7年6月13日）までに措置済みとなった。
- ➔ スタートアップの投資額10兆円やユニコーン企業※3 100社創出等の目標※4実現に向け、**M&Aを通じたスタートアップ・中小企業の成長を後押し**。
※3 ユニコーン企業:時価総額10億ドル超の未公開企業。米国708社に対し日本8社（令和7年1月現在）
※4 「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日 新しい資本主義実現会議決定）

<ASBJが作成・公表する企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」でのれんを償却としている点を検討。>

【のれんの定期償却】
・のれん償却費が「営業費用」となり、毎期の財務報告上の利益を圧迫し、スタートアップの事業上の制約との声。



【経済同友会のアンケート】
・7割超の企業が、M&Aを検討する上でのれんの償却費が障害となるとの回答。



【日本の上場企業が選択可能な会計基準】
・のれんが非償却なIFRS等は、監査費用が高額で一部の大企業等しか導入できず。

	のれんの償却	国内の適用企業数 (令和7年4月現在)
日本会計基準 (J-GAAP)	あり	約3,500社
国際会計基準 (IFRS)	なし	282社
米国会計基準 (US-GAAP)	なし	6社
修正国際基準 (JMIS)	あり	0社

GAAP: Generally Accepted Accounting Principles
IFRS: International Financial Reporting Standards
JMIS: Japan's Modified International Standards
ASBJ: Accounting Standards Board of Japan